

イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金に係るQ&A

交付要綱		質 問	回 答
第3条 助成内容	①	宿泊費助成条件で、有料観光コンテンツが複数市町村にわたって2か所以上とは具体的にどういうことか？	例えば、①鳴門市の「大塚国際美術館」と徳島市の「阿波おどり会館」ですと2市で2箇所のため対象。②鳴門市の「渦の道」と「大塚国際美術館」では1市で2か所のため対象外となります。②の場合は他市町村であと1か所以上入れれば対象となります。
	②	有料観光（体験含む）コンテンツにはどのようなものがあるか。事業者の紹介はいただけるか。	当機構のHP（ <a href="https://www.east-tokushima.jp/brochure/">https://www.east-tokushima.jp/brochure/</a> ）にパンフレットを掲載していますのでご参照ください。また、ご希望の体験等ありましたらご紹介させていただきますので個別にご相談ください。
	③	乗車・乗船等は有料観光コンテンツの対象となるのか。	ひょうたん島クルーズやうずしお観潮船などの観光船は対象です。公共交通乗車等は対象外となります。
	④	有料観光コンテンツは、昼食や夕食施設も対象となるのか。	あくまで周遊観光推進のため食事施設は基本的に対象外です。但し、体験コンテンツなどでの成果として飲食等が付随する場合は対象となる場合があります。
	⑤	ゴルフは有料コンテンツ対象となるのか。	対象となります。ただしツアー内において同一ゴルフ場や同一市町内ゴルフ場での複数ラウンドは対象外です。またゴルフ練習場も対象外とします。
	⑤	従たる移動手段とはどういったものか。	例えば山歩きのツアーなどにおいて、目的地に大型バスでは入れない場合に分乗して移動する際のマイクロバスやジャンボタクシーなどを想定しています。
第3条 助成額	⑥	1旅行商品で30名で1泊の場合、15万円の上限に収まるので3,000円×30名の助成になるのか。	人数25名、泊数2泊の各上限設定のため、30名様1泊の場合は3,000円×25名の助成となります。
	⑦	従たる移動手段が、複数台の場合の助成の千円単位は、1台ずつの料金計算の切捨てなのか、合計計算後の切捨なのか。	複数台合計計算後の切捨てで結構です。
第4条 助成の要件	⑧	年度内に複数回、同内容で催行を予定している場合、各回ごとに本助成制度を活用できるか。	原則として新規の造成が対象となるため同内容の旅行においては、1回目の申請が上限金額に達していないにかかわらず2回目以降の申請はできません。
第5条 助成の申請期間	⑨	催行前に交付申請を行い、交付決定を受ける前に催行した場合、助成を受けられるか。	交付決定前に催行した旅行については助成対象外となります。
第6条 交付申請	⑩	交付申請書の（別紙1）事業計画に記載した参加見込数を実際の参加者が上回った（下回った）場合どうなるのか。	参加見込数を参加者が上回った場合、交付要綱第8条に基づき、変更承認申請をいただければ、予算の範囲内で助成額を増額することが可能です。参加見込数を参加者が下回った場合、特に申請は必要ありませんが、旅行が中止になった場合は交付要綱第8条に基づき、助成金中止承認書をご提出ください。